

平成 29 年度公益財団法人日本体育協会公認空手道指導員 養成講習会 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 公益財団法人 日本体育協会
公益財団法人 全日本空手道連盟

3. 主管 公益財団法人 京都府体育協会
京都府空手道連盟

4. 後援 京都府教育委員会

5. 実施競技 空手道

6. カリキュラム

- (1) 共通科目 35 時間（通信講座）
- (2) 専門科目 40 時間以上（集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上）

7. 開催期日・開催場所・日程

開催期日：10 月～12 月の期間内、5 日間（基本的に土曜、日曜、祝日に実施予定）
検定試験日が半日

開催場所：GS・ユアサ体育館（日本電池体育館）京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町 1（予定）
JR 西大路下車徒歩約 10 分 駐車場有。（無料）

8. 受講者

〈受講条件〉

- (1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。
- (2) 全日本空手道連盟公認 2 段以上の者。

9. 受講申込み

- (1) 受講申込みは公益財団法人京都府体育協会を通じて公益財団法人京都府体育協会へ行う。
- (2) 受講希望者は、指導者マイページ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) より申込を行い、免除該当者は所定の必要書類を添付し、5 月 1 日～6 月 30 日までに提出する。

10. 受講料

共通科目：19,800 円（消費税込み）

※テキストと一緒に振込用紙が届くので、個人がNHK学園に振込む

専門科目：15,120 円（専門科目受講料） / 10,000 円（運営費） / 500 円（事務費）

合計 25,620 円

※兵庫県空手道連盟へ振込む

振込郵便口座 00960-3-330069 兵庫県空手道連盟

□事業番号を記載してください。事業番号 〇〇〇-290629

注) 「〇〇〇」は、あなたの兵空連の番号に置き換えてください。

1 1. 受講者の決定

各都道府県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め 4 年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

1 2. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

1 3. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK 学園）課題検定による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

1 4. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の 6 か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

1 5. 個人情報の取り扱いについて

本講習会受講に際し、取得した個人情報は、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

1 6. その他

別紙に必要事項を記入し、全空連会員証の写し（公認段位の記載がない場合は、公認段位証書の写しが必要）及び専門科目費用の送金控えを貼付し、事務局まで送付すること。